

## 食品衛生法等の一部を改正する法律案要綱

### 第一 食品衛生法の一部改正（第一条による改正関係）

#### 一 題名の改正

題名を「食品等の安全性の確保等に関する法律」に改めること。（食品等の安全性の確保等に関する法律題名関係）

#### 二 目的の改正

法律の目的を、食品等の安全性を確保し、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること等により、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活の確保に資することに改めること。（食品等の安全性の確保等に関する法律第一条関係）

#### 三 添加物に関する規制の強化

人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める場合に限り販売等が認められる添加物として、天然香料を含めること。（食品等の安全性の確保等に関する法律第六条関係）

#### 四 残留農薬等に関する規制の強化

厚生労働大臣は、農薬、動物用の医薬品又は飼料添加物の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）による食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、食品の成分に係る規格として、その性質上食品に残留する農薬、動物用の医薬品又は飼料添加物の成分である物質のうちで当該食品に残留することが許容されるもの及びその物質が当該食品に残留することが許容される量の限度を定めるものとする。こと。（食品等の安全性の確保等に関する法律第七条第二項関係）

#### 五 乳幼児、妊産婦、病弱者等の健康への特別の配慮

厚生労働大臣は、食品若しくは添加物に係る基準若しくは規格又は器具若しくは容器包装に係る規格若しくは基準を定めるに当たっては、特に乳幼児、妊産婦、病弱者等の健康について配慮するものとする。こと。（食品等の安全性の確保等に関する法律第七条第三項及び第十条第二項関係）

#### 六 総合衛生管理製造過程に関する定期検査制度の導入

厚生労働大臣は、その承認に係る総合衛生管理製造過程の製造又は加工の方法及びその衛生管理の方

法が、厚生労働省令で定める基準に適合することを確保するため、政令で定めるところにより当該承認に係る施設について定期的に検査をしなければならないものとする。 (食品等の安全性の確保等に関する法律第七条の三第五項関係)

#### 七 食品等に係る表示制度の趣旨の明確化

販売の用に供する食品若しくは添加物又は規格若しくは基準が定められた器具若しくは容器包装に関する表示制度の趣旨を、食品衛生上の危害の発生を防止し、安全性に関する合理的な選択に資する等の見地から、食品、添加物、器具又は容器包装の表示の適正化を図るものとする。 (食品等の安全性の確保等に関する法律第十一条第一項関係)

#### 八 輸入食品等の検査制度の強化

厚生労働大臣が食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときに、政令で定める食品等で、生産地の事情等からみて販売等を禁止されているものに該当するおそれがあると認められるものを輸入する者に対し、検査を受けることを命ずることができることとされている検査命令制度を廃止し、これに代えて、生産地の事情等からみて販売等を禁止されている食品等に該当するおそれ

があるものとして政令で定める食品等につき一律に検査を要することとする検査制度とすること。

（食品等の安全性の確保等に関する法律第十四条第二項及び食品衛生法第十五条第三項関係）

## 九 食品の販売の一時停止等の命令の制度の創設

1 厚生労働大臣は、食品、添加物、器具又は容器包装に起因する人の生命又は健康に重大な影響を及ぼす食品衛生上の危害が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、当該危害の拡大又は発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該食品、添加物、器具又は容器包装に係る営業者に対し、当該食品、添加物、器具又は容器包装の販売を一時停止すること、当該危害の発生を防止するために必要な情報を一般に知らせるための措置をとることその他食品衛生上の危害の拡大又は発生を防止するために必要な応急の措置をとるべきことを命ずることができるものとする。こと。（食品等の安全性の確保等に関する法律第二十一条の三第一項関係）

2 厚生労働大臣は、1による命令をした場合は、速やかに、その旨を薬事・食品衛生審議会に報告しなければならないものとする。こと。（食品等の安全性の確保等に関する法律第二十一条の三第二項関係）

## 十 薬事・食品衛生審議会の審議の公開

薬事・食品衛生審議会が、食品等の安全性の確保等に関する法律の規定により厚生労働大臣から意見を聴かれた場合において、その意見を定めようとするときは、当該審議は、公開して行うものとする。ただし、薬事・食品衛生審議会が個人の秘密又は事業者の事業上の秘密（これらのうち人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。）の保護のためやむを得ないと認めるときは、この限りでないこと。（食品等の安全性の確保等に関する法律第二十八条の三関係）

## 十一 罰金の額の上限の引上げ

罰金の額の上限を引き上げること。（食品等の安全性の確保等に関する法律第三十条から第三十二条の二までの規定関係）

## 第二 食品衛生法の一部を改正する法律の一部改正（第二条による改正関係）

化学合成品たる添加物等を除く既存添加物に関する経過措置を廃止し、当該既存添加物についても、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める場合に限り販売等が認められることとす

ること。（食品衛生法の一部を改正する法律（平成七年法律第百一号）附則第二条及び第三条関係）

### 第三 厚生労働省設置法の一部改正（第三条による改正関係）

薬事・食品衛生審議会に関し必要な事項を定める政令による薬事・食品衛生審議会の組織等に関する定めは、薬事・食品衛生審議会の審議に消費者の意見が反映されるよう、必要な配慮がなされたものでなければならないものとする。こと。（厚生労働省設置法第十一条第三項関係）

### 第四 その他（第一条から第三条までによる改正関係）

その他所要の改正を行うこと。

### 第五 施行期日等（附則関係）

#### 一 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第一の六、八及び十一並びに第三については公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から、第一の三から五までについては公布の日から起算して一年を経過した日から、第二については公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行する等施行日について所要の規定を設けるこ

と。（附則第一条関係）

## 二 天然香料に関する経過措置

厚生労働大臣は、この法律の施行の際現に販売され、又は販売の用に供するための製造、輸入等がされている天然香料（一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものを除く。）の名称を記載した既存天然香料名簿を公示するものとし、この名簿に記載されている天然香料については、この法律の施行の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、第一による改正後の食品等の安全性の確保等に関する法律第六条の規定は適用しないものとする。こと。（附則第三条及び第四条関係）

## 三 その他

二のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。（附則第二条及び第五条から第九条まで関係）